

防災会議と議会BCP

～議会の災害等対応マニュアル～

大分市議会

平成28年12月1日制定
令和4年3月28日改定
令和4年11月22日改定

目 次

1. はじめに	
(1) 「災害対策に関する提言書」策定の経過	1
(2) 「防災会議と議会BCP」策定の経緯と概要	2
2. 大分市議会防災会議等の役割	
(1) 大分市議会防災会議	3
(2) 大分市議会災害時対策会議	3
(3) 大分市議会感染症対策会議	3
3. 議会BCP（災害対策編）	
(1) 対象とする災害	7
(2) 地震発生時における大分市議会防災会議の初動体制	7
(3) 大分市議会災害時行動マニュアル	8
(4) 災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画 ...	10
4. 議会BCP（感染症対策編）	
(1) 対象とする感染症	17
(2) 感染症対策会議の連絡体制等	17
(3) 議員が感染症に感染した場合等の対応	19
(4) 感染症発生段階の定義	20
(5) 発生段階における行動基準	21
(6) 感染症発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画 .	22
(7) 災害時対策会議と感染症対策会議を同時設置する場合	22

5. 大分市議会の取り組み等

- (1) 防災訓練（シェイクアウト訓練等） 2 3
- (2) 大分市議会防災服の貸与 2 3
- (3) タブレット端末の活用 2 4

資料

- 大分市議会防災会議設置要綱 2 5
- 大分市議会災害時対策会議設置要綱 2 7
- 大分市議会災害時対策会議の設置場所について 2 9
- 大分市議会感染症対策会議設置要綱 3 0
- 大分市議会防災服貸与内規 3 2

1. はじめに

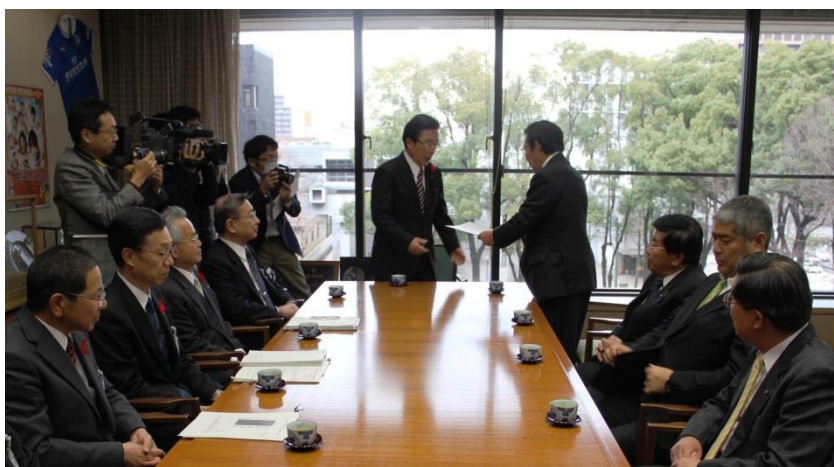
(1) 「災害対策に関する提言書」策定の経過

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災やその後の自然災害を受け、災害対策の重要性が一層高まっていたことから、市民の生命、財産を守り、本市への災害を未然に防ぎ、災害規模を減じ、また災害を受けた場合の速やかな復興を図るためにも、議会として早急に本課題に取り組む必要があると判断し、大分市議会議員政策研究会(※)では、政策課題を「災害対策について」と決定した。

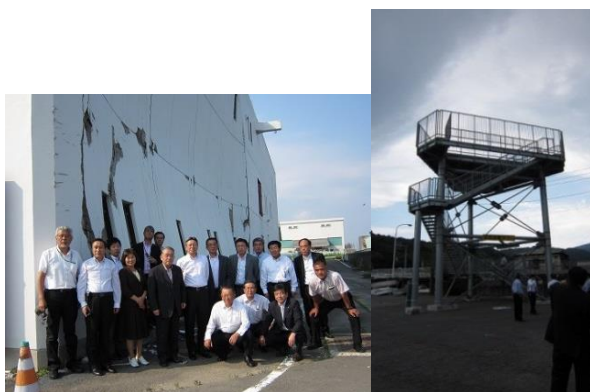
全議員の意見集約にはじまり、現地視察、防災関係者や市民・各団体等との防災に係る市民意見交換会等を行うなど調査・研究を重ね、本市の災害対策について必要な対応策を取りまとめ、平成24年12月14日、市長に対して災害に関する提言を行った。

なお、「災害対策に関する提言書」に係る執行部からの報告について、平成25年6月24日、説明を受けた。

(※)「大分市議会議員政策研究会」…市民本位の立場で会派を超えて政策研究に取り組み、政策的条例の策定等を行う組織で、会員は議員全員。



「災害対策に関する提言書」を市長に提出



現地視察(仙台市、沼津市)



防災に係る市民との意見交換



全体研修 中村八郎氏の講演



具体的に調査・研究する推進チーム

(2) 「防災会議と議会 BCP～議会の災害等対応マニュアル～」策定の経緯と概要

① 「災害対策に関する提言書」の「6. 議会の役割」において、「大分市議会は、市民の生命と財産を守るために、大分市議会防災会議を設置し、本市の災害対策について監視するとともに、災害発生時においては、大分市議会災害時対策会議を設置し、大分市災害対策本部と情報の共有を図るなかで、迅速な対応、復旧、復興に向け協力する。」としたことを受け、大分市議会防災会議設置要綱及び大分市議会災害時対策会議設置要綱を平成25年2月26日に制定した。

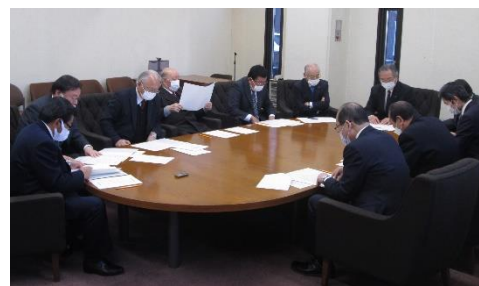
また、災害発生時に議員の安否確認、被害情報の収集・提供・報告などの対応が必要なことから、「大分市議会防災会議の初動体制」、「大分市議会災害時行動マニュアル」を作成するとともに、大規模災害に備え、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を明文化した「議会 BCP」を策定し、「防災会議と議会 BCP～議会の災害対応マニュアル～」(第一版)として、平成28年12月に一冊にまとめた。

② 令和2年3月には、世界保健機関(WHO)が世界的大流行(パンデミック)を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生したが、大分市議会における議会 BCPは自然災害時の基準であり、感染症流行に関する対応手順等の明記がなかったため、応急的な対応を余儀なくされた。

そこで、感染症に関して令和3年6月に防災会議プロジェクトチームを立ち上げ調査研究を行い、これまでの議会 BCPを「議会 BCP(災害対策編)」と改定することに加え、感染症まん延時において迅速に情報共有を行い、応急対策等について協議するため、新たに「大分市議会感染症対策会議」を設置するとともに、議会・議員の役割及び行動規範の基準を定めた「議会 BCP(感染症対策編)」を策定することで、さまざまな災害等に対応できるようにした「防災会議と議会 BCP～議会の災害等対応マニュアル～」(第二版)を令和4年3月にまとめた。



感染症について調査研究を行う
プロジェクトチーム



プロジェクトチームが運営会議に
調査研究結果を報告

2. 大分市議会防災会議等の役割

(1) 大分市議会防災会議

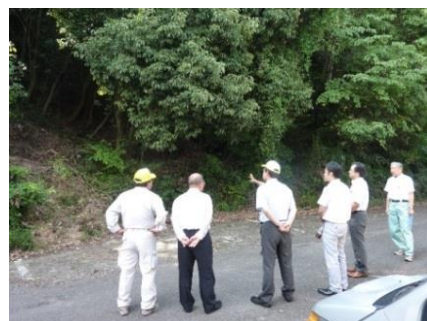
「大分市議会防災会議」は、災害等発生時に対策がとれるよう、平常時から災害等発生時の議会の対応を確認し、本市の災害等対策課題について協議する常設の機関である。

大分市議会防災会議には、支所の所管区域とする地区組織を置き、議員は、いずれか一つの地区組織に所属する。

地区組織は、地区の災害対策の課題を把握するため、危険箇所等の視察、避難訓練等への参加、研修・講演会の開催などを行い、防災会議は定期的に地区組織の活動報告を受け、地域の災害対策の課題把握に努めている。



中邨章氏による防災講演会



危険箇所の現地視察（地区組織）

(2) 大分市議会災害時対策会議

「大分市議会災害時対策会議」は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに設置することができる。災害発生時には、大分市災害対策本部等と連携をとり、災害情報を共有するとともに、応急対策、復旧、復興等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行う。

(3) 大分市議会感染症対策会議

「大分市議会感染症対策会議」は、市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがあるときに設置することができる。感染症について、大分市が設置した対策本部と連携をとり、情報を収集、共有するとともに、応急対策等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行う。

平常時

大分市議会防災会議

災害等発生時に、対策がとれるよう、平常時から議会防災会議を設置し、災害等発生時の議会の対応を確認し、本市の災害等対策課題について、協議する。

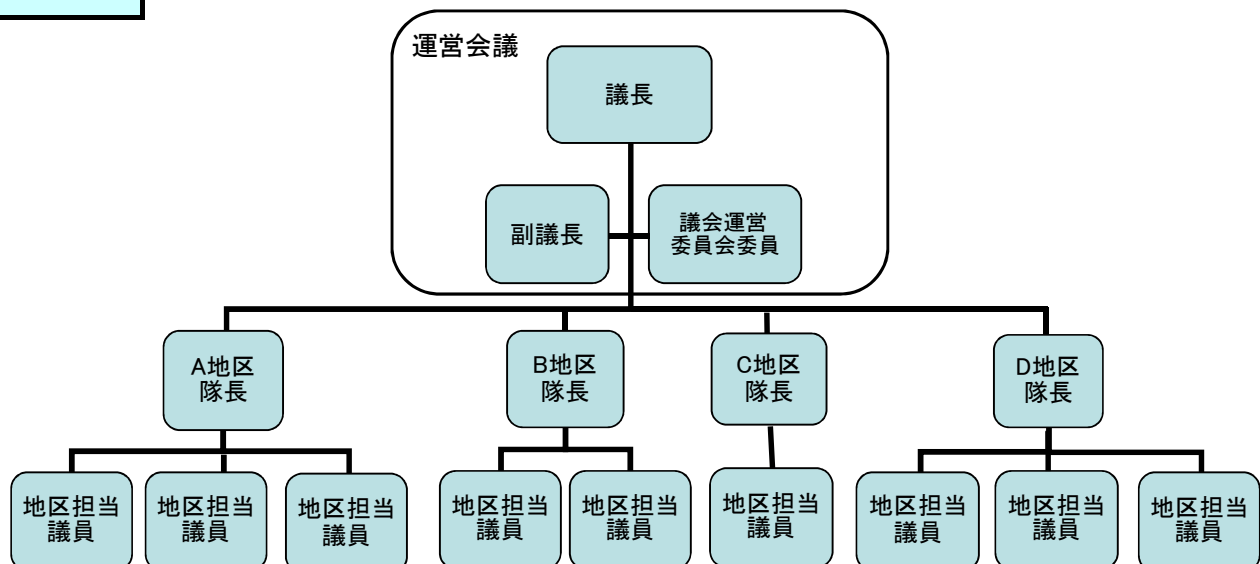
項目	内容
組織の名称	大分市議会防災会議
目的	災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害等に対応できるよう、平常時から災害等発生時の議会の対応を確認し、及び本市の災害等対策の課題について把握し、必要に応じ、市長に対し提言し、もって市民の生命、財産を守る。
設置の時期	常設の機関とする。 大規模災害発生時や、市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある場合で、議長が必要と認めるときは、各対策会議に移行する。
位置付け	大分市議会内に設置する任意の会議とする。
役割・職務	<p>防災会議の役割</p> <p>①議会として、本市の災害等対策に監視機能を働かせ、その充実を図る。 ②災害等に関し、平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言等する。 ③災害等発生時の議会の組織と役割を確認し、検証し、共有を図る。</p> <p>地区隊長、地区担当議員</p> <p>①地区の災害対策について課題を把握する。 ②議員は、定期的な研修会などで防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加するなど、地域防災のアドバイザーになる。 ③議員は、防災意識をもって、あらゆる機会を通じて、防災意識の啓発を行う。</p>

組織	議員全員をもって組織する。		
	本部組織	議長	議長：会議を統括する。
		副議長	副議長：議長を補佐する。
		運営委員	議会運営委員会委員
		運営会議	議長、副議長、議会運営委員会委員で組織
		議長の代理	議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長が代理する。議長及び副議長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が代理する。
	地区組織	<p>地区隊長：市内をいくつかの地区（本庁、支所の所管区域等）に分け、担当議員を定め、担当議員のうちから隊長を選ぶ。 地区隊長は、地区担当を統括する。 地区担当議員：地区の担当議員を定める。 議会事務局：会議の庶務を行う。</p>	

災害発生時に議会の対策本部を設置し、応急対策、復旧、復興に尽力する。

項目	内容
組織の名称	大分市議会災害時対策会議
目的	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に応急対策、復旧、復興を検討し、市長に対し提言等を行い、もって市民の生命、財産を守る。
設置の時期	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、議長が必要と認めるときに設置する。 「大規模な災害」の例：市域内で震度5強以上の地震が発生したとき、大津波警報が発表されたときなど
組織の終期	災害発生時の応急対応が収束し、本会議に復旧、復興予算が提出される場合においては、徐々に役割を常任委員会等に引き継ぎ、常設の大分市議会防災会議に戻る。
位置付け	大分市議会内に設置する任意の会議とする。 大分市議会災害時対策会議は、大分市災害対策本部等と連携する。 ※大分市災害対策本部等・・・大分市災害対策本部(自然災害、原発事故などの場合設置)、大分市国民保護対策本部及び大分市緊急対処事態対策本部(武力攻撃やテロ等の場合に国の指定により設置)をいう
役割・職務	<p>対策会議の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大分市災害対策本部等との連携をとり、災害情報を共有し、又は提供する。 ②災害情報を集約し、伝達する。 ③応急対策、復旧、復興について協議し、市長に対し提言等する。 <p>地区隊長の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地区の情報を集約、本部に伝える。 ②本部からの情報を担当議員に伝える。 <p>地区担当議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定された地区において情報収集、情報伝達を行う。 ②指定された避難所の状況等を把握し、支援物資の不足など市民の声を聞く。

会議組織図



市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある場合に議会の対策本部を設置し、情報共有、応急対策に尽力する。

項目	内容
組織の名称	大分市議会感染症対策会議
目的	市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがあるとき、迅速に情報を共有し、市民の生活を守る応急対策等を検討し、市長に対し提言等を行い、もって市民の生命、財産を守る。
設置の時期	市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある場合において、議長が必要と認めるときに設置する。 設置の例：新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、感染症に係る大分市対策本部が設置されたとき など
組織の終期	感染症のまん延が収束したと認められた場合においては、徐々に役割を常任委員会等に引き継ぎ、常設の大分市議会防災会議に戻る。
位置付け	大分市議会内に設置する任意の会議とする。 大分市議会感染症対策会議は、本市が設置した対策本部と連携する。
役割・職務	対策会議の役割 ①本市が立ち上げた対策本部と連携をとり、感染症に関する情報を共有する。 ②応急対策等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等する。

組織	議員全員をもって組織する。		
	本部組織	議長	議長：会議を統括する。
		副議長	副議長：議長を補佐する。
		運営委員	議会運営委員会委員
		運営会議	議長、副議長、議会運営委員会委員で組織
		議長の代理	議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長が代理する。議長及び副議長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が代理する。
議員	運営会議から情報提供を受けるとともに、感染症対策に関する情報を収集する。		

大分市議会 B C P

(災害対策編)

3. 議会BCP(災害対策編)

(1) 対象とする災害

災害種別	災害の内容
地震	震度5強以上の地震 ただし、(2)地震発生時における大分市議会防災会議の初動体制及び(3)大分市議会災害時行動マニュアルのうち、安否確認・連絡体制の確立については、震度5弱以上を対象とする
津波	大津波警報が発表される規模の津波
風水害	台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、テロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

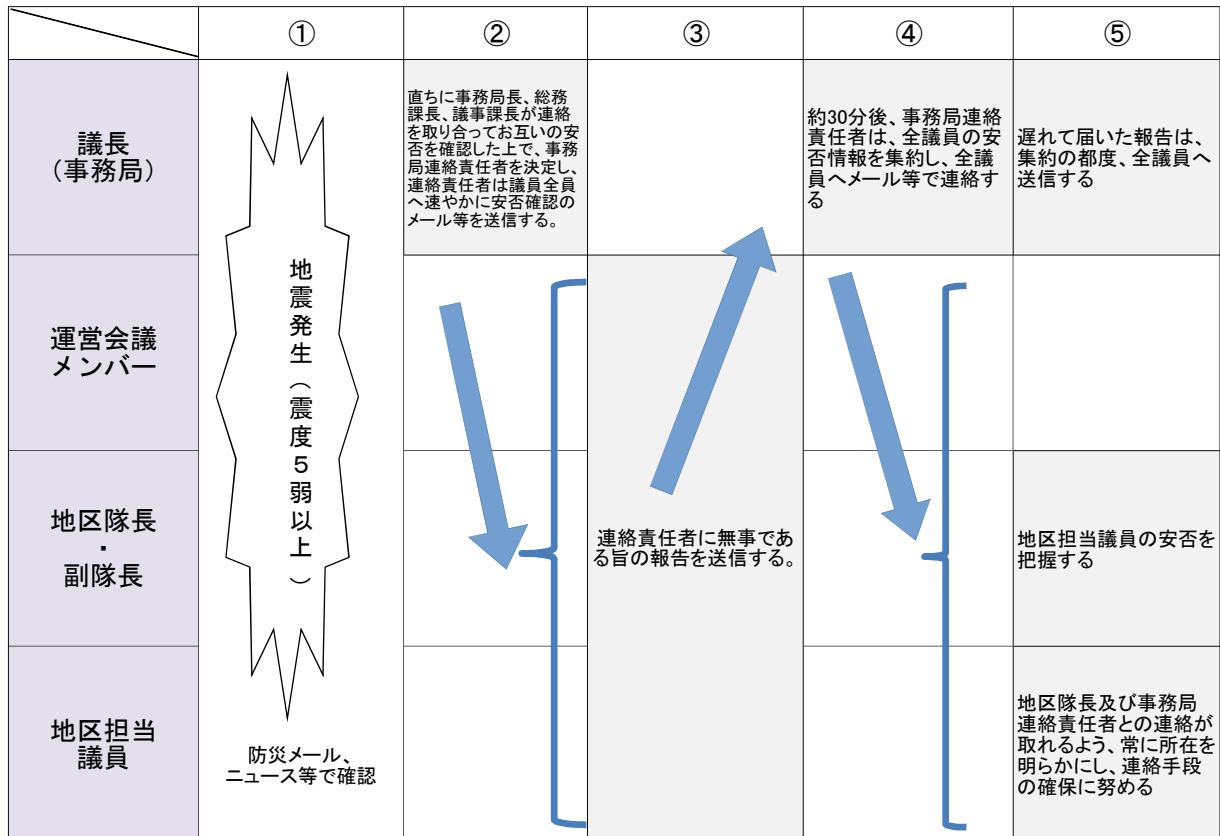
※大分市議会災害時対策会議は、上記の災害について必要と認めるときに議長が設置することができる。

(2) 地震発生時における大分市議会防災会議の初動体制

事務局連絡責任者より議員全員へメール等を送信し、安否確認を行う。

議員の安否状況を集約後、全議員へ連絡を行うことで、各地区隊長は地区隊員の安否状況を確認する。

※事務局連絡責任者については、総務課長、議事課長、議会事務局長の順に候補とする。



(3) 大分市議会災害時行動マニュアル

このマニュアルは、震度5弱以上の地震の発生や大津波警報の発表などにより、大規模な災害が発生又は発生のおそれのある場合を対象とする。

区 分	処 理 事 項
<div data-bbox="293 474 531 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害の発生</div> <div data-bbox="391 719 427 882" style="text-align: center;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大分市内において震度5弱以上の地震の発生や大津波警報の発表などにより、大規模な災害が発生又は発生のおそれがあることを、緊急時職員参集システム、テレビ・ラジオの報道等により覚知したとき、若しくは一定以上の緊急時と判断した場合、議会事務局長、総務課長、議事課長は、速やかに連絡を取り合ってお互いの安否確認を行い、事務局連絡責任者を決定する。事務局連絡責任者は直ちに登庁し、また、必要に応じて議長に登庁を依頼する。※事務局連絡責任者については、総務課長、議事課長、議会事務局長の順に候補とする。 ○ 議長は、大分市内において震度5強以上の地震の発生や大津波警報の発表などにより大規模な災害が発生又は発生のおそれがある場合、若しくは事務局連絡責任者からの連絡を受け一定以上の緊急時と判断した場合は、直ちに登庁する。
<div data-bbox="293 1079 531 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">安否の確認・ 連絡体制の確立</div> <div data-bbox="391 1429 427 1653" style="text-align: center;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局連絡責任者は、全議員宛てに、「自分が事務局連絡責任者であること」と「自身の無事を報告して欲しい」旨のメール等を送信する。 ○ 議員は、事務局連絡責任者へ安否確認メール等を速やかに返信する。 ○ (約30分経過後) 事務局連絡責任者は、各議員から受けた報告を集約し、全議員へメール等で送信する。 また、遅れて届いた報告は、集約の都度、全議員へ送信する。 ○ 地区隊長は、事務局連絡責任者から送られてきた安否集約メール等を受け、地区担当議員の安否を把握する。 ○ 地区担当議員は、地区隊長及び事務局連絡責任者との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段の確保に努める。 ○ 議員は、被災による通信障害や事務局の機能低下もあり得ることから、一定期間、事務局からの安否確認がない場合、何らかの方法で速やかに自らの安否を事務局へ連絡する。また、事務局との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段を確保しておく。

震度5弱の地震で、大規模な災害が発生していない又は発生のおそれがない場合の処理事項は、ここまでとする。

震度5強以上の地震の発生や大津波警報の発表などにより、大規模な災害が発生又は発生のおそれのある場合は、以降の処理事項を継続処理する。

区 分	処 理 事 項
災害時対策会議の設置	○ 議長が災害時対策会議を設置した場合、副議長及び議会運営委員は、全員協議会室に直ちに参集する。(議長・副議長及び議会運営委員は、参集において可能な限り被災状況等の把握に努める。)
↓	○ 運営会議は、市災害対策本部等から情報を収集する。また、災害時対策会議が設置されたことや収集した情報等を地区隊長に連絡する。
被害情報の収集・提供	○ 地区隊長は、運営会議からの情報を地区担当議員に伝える。
↓	○ 地区担当議員は、議長から登庁の指示がない限り、被災地及び避難所等の状況調査を行い、必要に応じて地区隊長に報告する。
被害状況の報告・今後の対応協議	○ 地区隊長は、地区の情報を集約し、運営会議に報告する。
↓	○ 議長は、運営会議で協議の上、地区組織から得た情報を必要に応じて市災害対策本部等へ伝達する。
議員の参集	○ 議長は、被災状況の報告や今後の対応を協議するため、状況に応じ災害時対策会議を招集して応急対策、復旧、復興等について検討を行う。
	○ 全議員は、大分市内において震度5強以上の地震の発生や津波などにより、事務局連絡責任者と連絡がとれないほどの大規模な災害が発生した場合は、発生した日から起算して3日目の午前10時に全員協議会室に参集することを原則とする。(注)
	※議会棟が使用できない場合の参集場所は、下記の優先順位とする。 ①ホルトホール大分 4階 会議室 ②植田公民館 1階 大研修室 ③鶴崎市民行政センター 2階 多目的ルーム

(注) 大規模災害発生

1日目 → 2日目 → 3日目 午前10時 全員協議会室に参集

(4) 災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画

・議案審議継続のための事業計画策定の経緯と概要

大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を事業計画として明文化した。

定例会の招集前から最終日までを6つの期間に分け、以下の6ケースを作成。

ケース1	告示前（開会予定日の概ね2週間～1週間前）
ケース2	告示後（議運開催後～本会議開会前）
ケース3	本会議開会～一般質問前日
ケース4	一般質問中～委員会審査前日
ケース5	委員会審査～閉会日開議前
ケース6	閉会日開議～議決まで

※各ケースにおける委員会開催については、オンラインによる開催も含む。

前提(6ケースに共通)

- ・招集は、開会の前日、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。（地方自治法第101条第7項）
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。（地方自治法第102条第2項）
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。（大分市議会定例会の回数を定める条例）

**ケース1
告示前(開会予定日の
概ね2週間～1週間前)**

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

災害発生

災害対策本部等設置

大分市議会災害時対策会議設置

正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)

議会議務局が財務部財政課と情報収集

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会議務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認(地方自治法第113条)
- 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
- 協議事項
 - ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)

議会議務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

- 協議事項
 - ・定例会開催の可否について
 - ・会期の検討について(考案日、一般質問、委員会審査など)
 - ・上程予定議案の取扱いについて
 - ・執行部の本会議への出席の可否について
 - ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
 - ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

参考

- ・普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。(地方自治法第101条第1項)
- ・現議員数が地方自治法第113条の規定による数に満たないときは、補欠選挙をした上でなければ、開会できない。(明22. 7. 5行実)

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会開催が不可

- 協議事項
 - ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

議会運営委員会開催が可

- 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

- 協議事項

告示
(地方自治法第101条第7項)

本会議開会ができない場合

- ・定例会は招集されないため、定例会の回数として数えない。

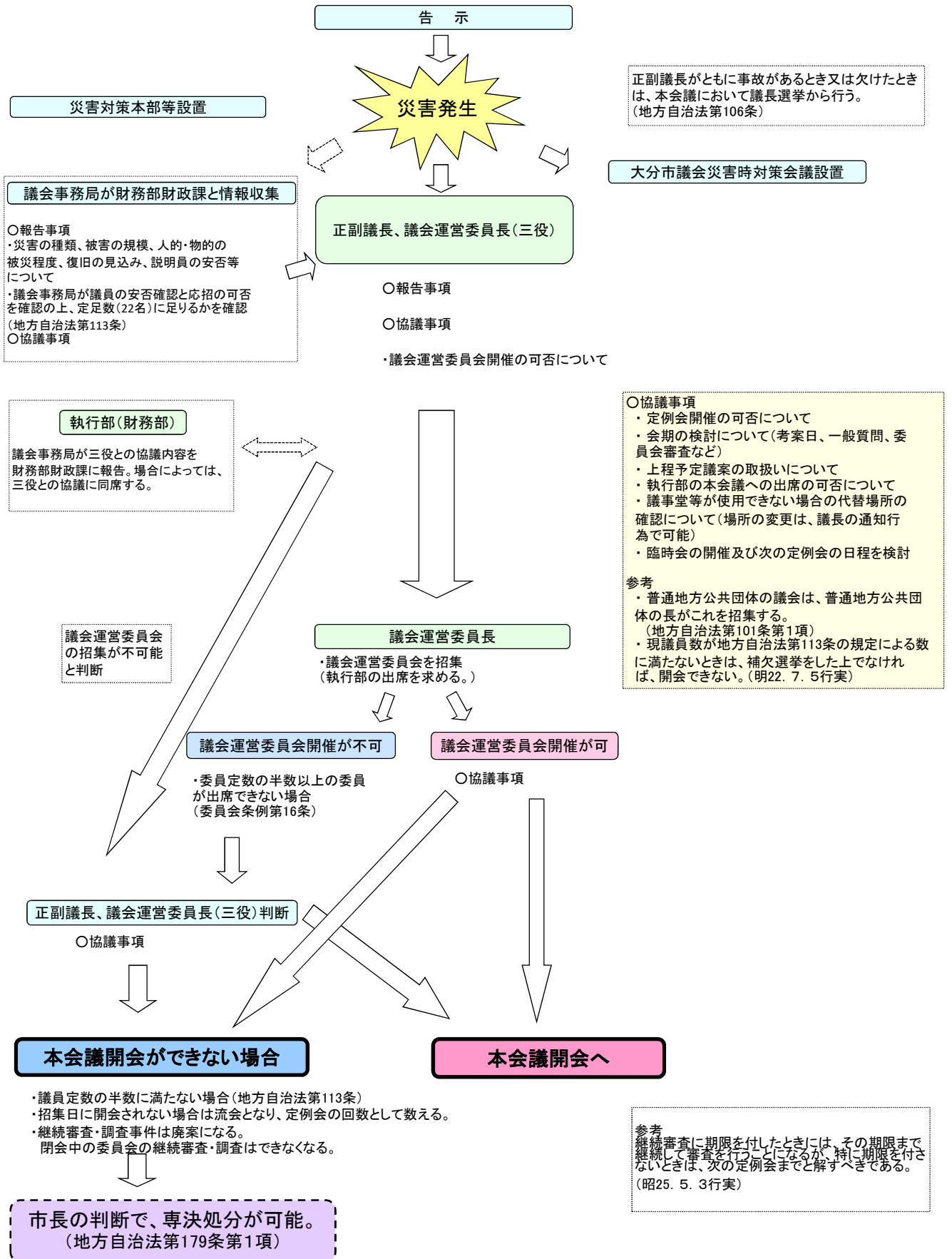
本会議開会へ

市長の判断で、専決処分が可能。
(地方自治法第179条第1項)

ケース2 告示後(議運開催後～本会議開会前)

前提

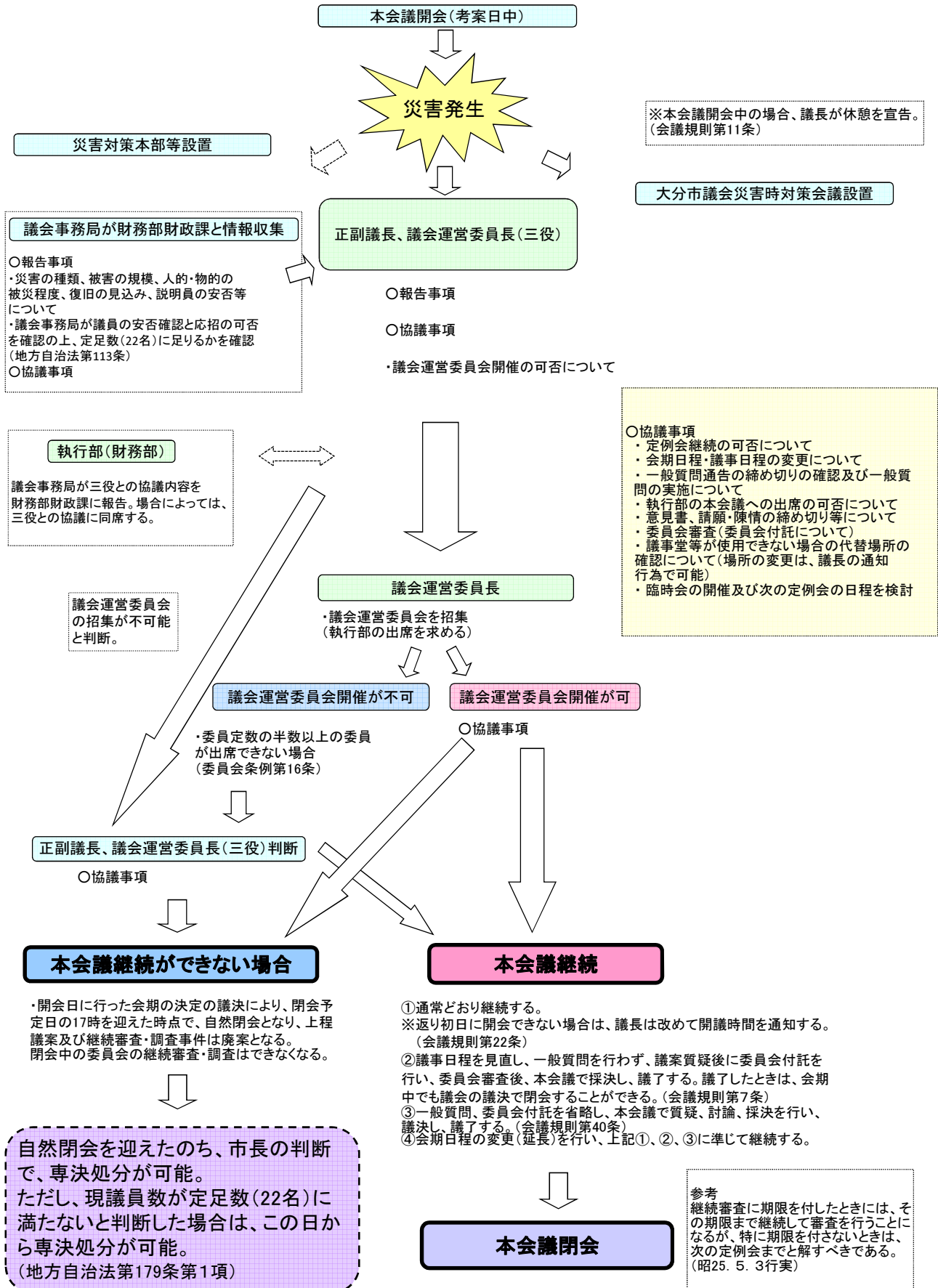
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



ケース3 本会議開会～一般質問前日

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。(地方自治法第179条第1項)

ケース4 一般質問中～委員会審査前日

前提

- ・招集は、開会の前日、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

一般質問中

災害発生

災害対策本部等設置

※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告(会議規則第11条)

大分市議会災害時対策会議設置

議会議務局が財務部財政課と情報収集

正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会議務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認(地方自治法第113条)
- 協議事項

- 報告事項
- 協議事項
 - ・議会運営委員会開催の可否について

- 協議事項
 - ・定例会継続の可否について
 - ・会期日程・議事日程の変更について
 - ・一般質問の継続について
 - ・執行部の本会議への出席の可否について
 - ・請願・陳情の締め切り等について
 - ・委員会審査(委員会付託について)
 - ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
 - ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

執行部(財務部)

議会議務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員会開催が不可

議会運営委員会開催が可

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

○協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続ができない場合

開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議継続

- ①通常どおり継続する。
※次の本会議が開議できない場合は、議長は改めて開議時間を通知する。(会議規則第22条)
- ②一般質問を打ち切り、委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決を行い議決する。議したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第7条)
- ③一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議決し、議する。(会議規則第40条)
- ④会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

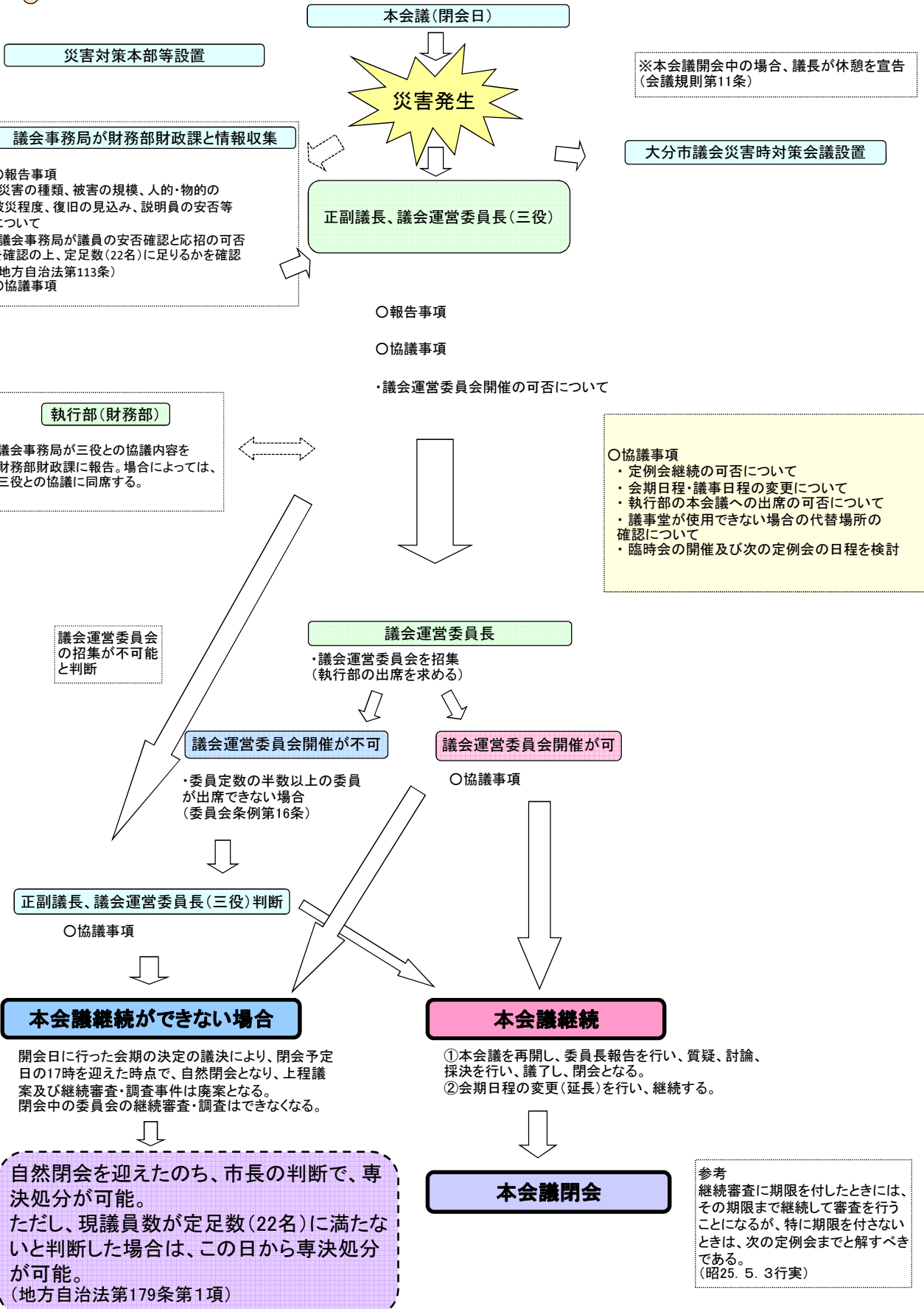
本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。(昭25. 5. 3行実)

ケース6 閉会日開議～議決まで

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



大分市議会 B C P

(感染症対策編)

4. 議会BCP（感染症対策編）

（1）対象とする感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法等に規定された感染症であって、当該感染症のまん延により市民生活又は経済活動に大きな影響を与えるおそれがあるもの

※大分市議会感染症対策会議（以下「感染症対策会議」という。）は、上記について必要と認めるときに議長が設置することができる。

（2）感染症対策会議の連絡体制等

①連絡体制

- ・感染症対策会議は、市対策本部と連携し、情報提供や適宜の報告の聴取などの情報共有を行い、必要に応じて提言等を行う。
- ・運営会議は、情報の集約・共有、議会内の感染防止、提言等のとりまとめなどを所掌し、運営会議の内容について、運営会議の委員は所属する会派の議員に情報を伝達する。運営会議の委員がいない会派の団長及び無所属議員は、運営会議にオブザーバーとして参加し、情報把握に努めるものとする。
- ・議員は、感染症対策に関する情報収集に努め、情報共有の必要があると認められるものは運営会議の委員、事務局を通じて運営会議に報告する。

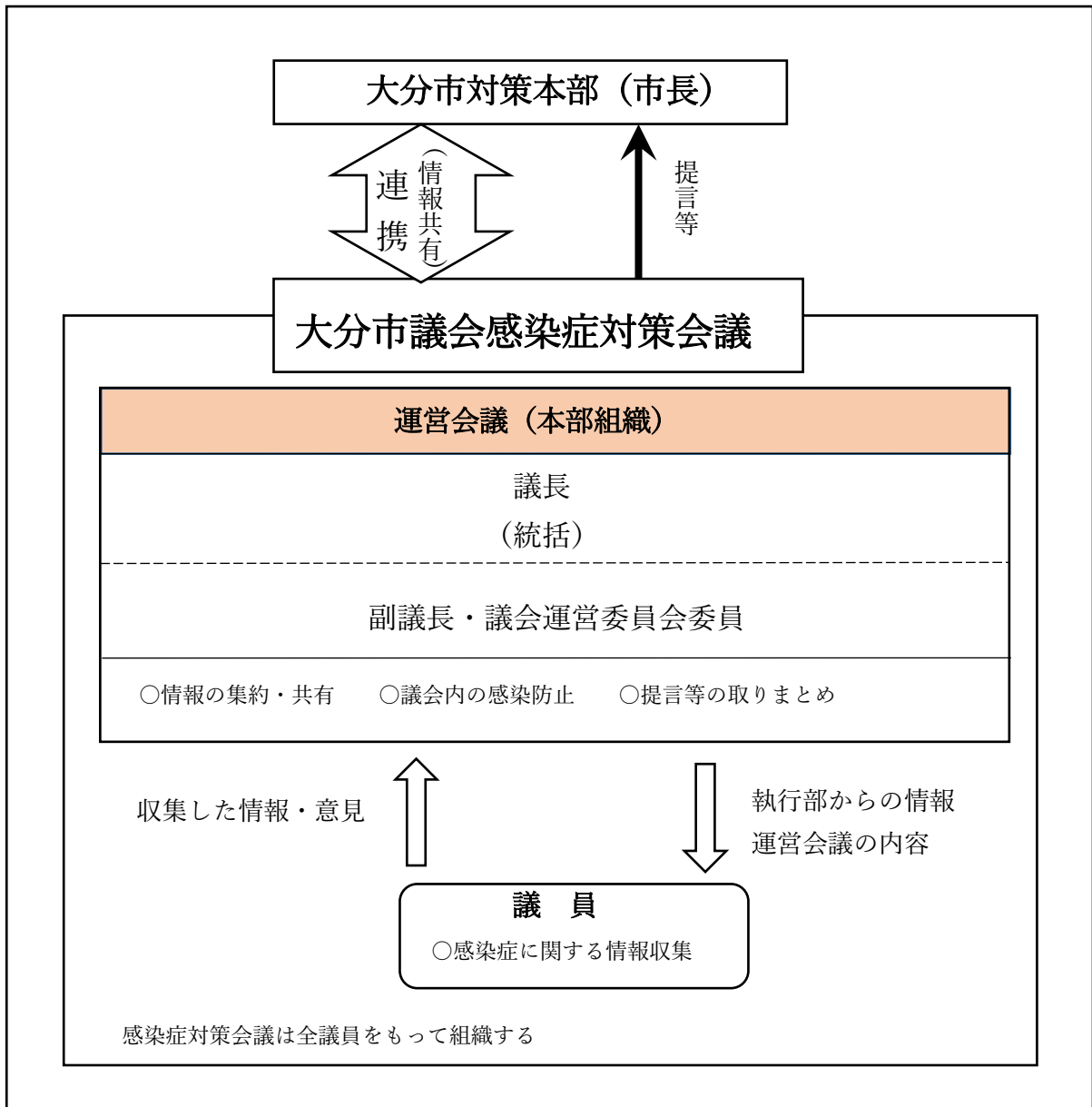
②感染症対策会議設置時の執行部への対応

- ・感染症まん延時には、執行部では感染症対策業務などに奔走し、個別の対応が困難であることが想定されるため、情報提供や意見及び執行部からの情報収集は状況を見極め、原則、感染症対策会議を通じて行うこととする。

③運営会議と議会運営委員会等との調整について

- ・感染症対策については、議会運営委員会や会派代表者会議等の所管事項と重複する場合も考えられることから、感染症対策会議と議会運営委員会等との関係については議長、副議長、議会運営委員会委員長（以下「三役」という。）において調整することとする。また、三役は必要に応じて関係する委員会の委員長と調整することとする。

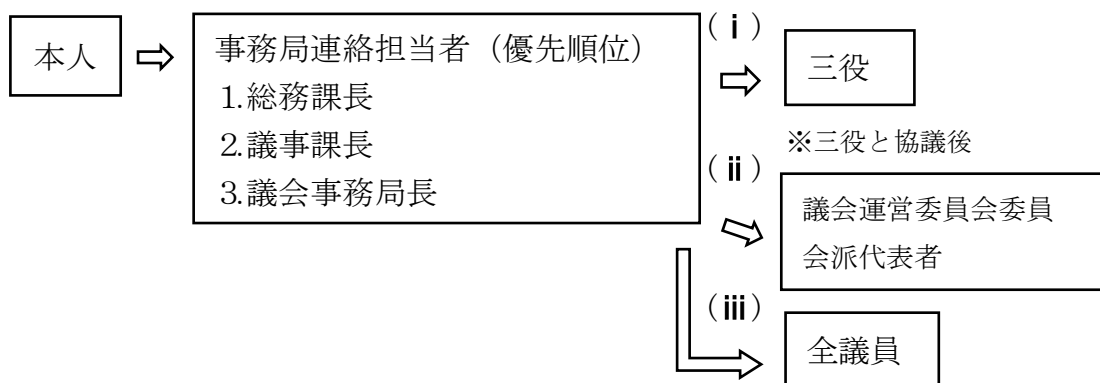
※連絡体制の概要



(3) 議員が感染症に感染した場合等の対応

議員が感染症に感染した場合、又は濃厚接触者として認定された場合は、以下の対応を行うものとする。

①感染した場合等の報告



②感染者等の状況把握

- ・感染者又は濃厚接触者として保健所による認定の有無
- ・体調（発熱、息苦しさ等） ・療養状況（入院又は自宅療養等）
- ・行動履歴（特に議会内） ・緊急連絡先（家族等） ・その他必要事項

③感染者・濃厚接触者の議会棟への登庁の制限

医師又は保健所より感染の恐れがないと判断されるまでは、議会棟への登庁（本会議、委員会等各種会議への出席）を制限する。

④感染防止対策

- ・議会棟内の消毒

⑤感染者の認定に関する情報公開

議員が感染者に認定された場合は、氏名・陽性判明日をホームページ等で原則公開する。

(4) 感染症発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があるため、市が定める「大分市業務継続計画（新型インフルエンザ対策編）」を参考に、感染症の発生段階を次の5つに分類する。

第1段階	海外発生期	海外で感染症が発生した状態
第2段階	国内発生早期 (県内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者が発生しているが、大分県内では発生していない状態
第3段階	県内発生早期	大分県内で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
第4段階	県内感染期	大分県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第5段階	小康期	感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(5) 発生段階における行動基準

感染症対策会議、議会・議員の行動基準は、下記のとおりとする。ただし、下記行動基準を基本とするが、感染症については、状況に応じた対応が求められることから、段階を超えての行動についても弾力的に実施するものとする。

※4段階までは段階のレベルが上がった場合、より低い段階の行動も併せて継続実施する。

時期	感染症対策会議の行動	議会・議員の行動	その他
【第1段階】 海外発生期			・備蓄品（消毒液、除菌シート）の確保
【第2段階】 国内発生早期 （県内未発生）		・本人及びその家族等の体調把握 ・個人における感染防止対策（マスクの着用、手洗い等の感染予防の徹底、感染者が発生した都道府県への訪問を原則自粛など） ・感染症に関する情報収集	
【第3段階】 県内発生早期	会議の設置（執行部が対策本部を設置したときなどで、議長が必要と認めた場合） ・運営会議の開催（必要に応じて全体会議を開催） ・執行部との情報共有 ・全議員への情報提供 ・必要に応じて執行部への提言 ・議会における感染防止対策を協議 ・視察の実施、受入れなどを協議	・感染症対策会議への情報提供 ・感染症対策会議を通じて執行部からの情報収集	・消毒液、検温器などを設置 ・来庁者へマスクの着用等基本的な感染対策について周知徹底を図る ・議会棟内の定期的な換気
【第4段階】 県内感染期		・不要不急の用務等を自粛	
【第5段階】 小康期	・議会における感染防止対策、来庁者に関する感染防止対策などの緩和を協議		

(6) 感染症発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画

市域内において感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある緊急時の定例会及び委員会運営については、「議会BCP（災害対策編）（4）災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画」（10ページ）を準用する。この場合において、「災害発生」とあるのは「感染症まん延」と、「大分市議会災害時対策会議」とあるのは「大分市議会感染症対策会議」と、「災害対策本部」とあるのは「大分市が設置した感染症に係る対策本部」と、「災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について」とあるのは「感染症の種類、感染者数等について」と読み替えるものとする。

ただし、災害は突発的に発生するなど予測困難な場合が多いが、感染症については、他都市の状況などから予測可能な場合や、発生後の流行状況（レベル）に変動が生じることを踏まえて柔軟に対応する。

(7) 災害時対策会議と感染症対策会議を同時設置する場合

市域内で感染症がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において同時に大規模な自然災害が発生した際は、災害時対策会議と感染症対策会議を同時に設置するものとする。

5. 大分市議会の取り組み等

(1) 防災訓練（シェイクアウト訓練等）

平成26年9月1日の防災の日に、本市防災キャンペーンの1事業として「シェイクアウト訓練2014（それぞれの場所で一斉に安全行動を開始する訓練）」が行われた。

大分市議会は、議場において議会開会日の市長の提案理由説明中に市中心部で震度6弱の地震が発生したことを想定し、①議席に備え付けのヘルメットをかぶり1分間の安全確保行動 ②議長が本会議の休憩を宣告 ③市長以下執行部は、大分市災害対策本部設置のため退席 ④議長が大分市議会防災会議から大分市議会災害時対策会議へ移行を宣言し、初動指示をする「プラスワン訓練」を行った。なお、「シェイクアウト訓練」はこの後毎年行っている。

令和元年9月26日には「本会議一般質問3日目の開会直後に震度5強の地震が発生した」という想定のもと、議会BCPに則った訓練を行い、「三役会」、「議会運営委員会」でどのように本会議継続の可否を決めるか演習を行った。



「シェイクアウト訓練2014」の風景



令和元年防災訓練「三役会」(左写真)、「議会運営委員会」(右写真)

(2) 大分市議会防災服の貸与

大分市議会は、災害等必要な場合に着用する防災服を任期中の議員に貸与する。

防災服は、災害発生時、市の防災関連の行事、各地区の防災訓練又は危険箇所の現地視察等に参加する際に着用することができる。

(3) タブレット端末の活用

令和4年10月に、タブレット端末を全議員へ配付した。これにより、災害時における情報収集や執行部からの情報を伝達する手段としての活用が可能となった。

また、タブレット端末導入に合せ委員会条例等の改正をおこない、重大な感染症のまん延又は災害等の発生により参集が困難な場合に委員会や協議等の場をオンラインによる方法で開催することを可能とした。

資 料

大分市議会防災会議設置要綱

(平成 25 年 2 月 26 日制定)

改正 令和 2 年 12 月 14 日

改正 令和 3 年 6 月 28 日

(設置)

第 1 条 災害、感染症等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害等に対応できるよう、平常時から、災害等発生時の議会の対応を確認し、及び本市の災害等対策の課題について把握し、必要に応じて市長に対し提言し、もって市民の生命及び財産を守るため、大分市議会に大分市議会防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(令 3 ・ 一部改正)

(防災会議及び議員の役割)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本市の災害等対策について監視し、及び評価し、必要に応じて提言等を行うこと。

(2) 地域の災害等に関する課題を把握し、必要に応じて提言等を行うこと。

(3) 災害等発生時の議会の組織及び役割の確認、検証等を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか議長が必要と認めること。

2 議員は、あらゆる機会を通じて防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練等に参加するなど、地域防災において指導的役割を担い、及び防災意識の啓発を行うよう努めなければならない。

(令 3 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 防災会議は、議員全員をもって組織する。

2 大分市議会議長（以下「議長」という。）は、防災会議を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 防災会議は、議長が招集し、第 2 条第 1 項に掲げる所掌事項について協議する。

(令 2 ・ 一部改正)

(運営会議)

第 5 条 防災会議に運営会議を置く。

2 運営会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって構成する。

3 議長は、運営会議を招集し、その事務を統括する。

4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に次条に定める隊長の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防災会議の運営に関すること。

(2) 次条第 4 項に規定する地区組織の所管区域及び地区担当議員を定めること。

(3) 第 7 条に規定した課題を集約すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか必要と認めること。

(地区組織)

第 6 条 防災会議に地区組織を置く。

- 2 議員は、いずれか一つの地区組織に所属するものとする。
- 3 地区組織は、その地区を担当する議員（以下「地区担当議員」という。）で構成する。
- 4 地区組織の所管区域及び地区担当議員は、支所の所管区域、議員の住所等を考慮して、議員の任期の都度運営会議が協議により定める。
- 5 地区組織に隊長及び副隊長を置き、隊長は、地区組織の事務及び地区担当議員を統括する。
- 6 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 隊長及び副隊長は、地区担当議員のうちから、その互選により選出する。この場合において、運営会議の構成員は、隊長又は副隊長を兼ねることはできない。

（令 2 ・ 一部改正）

（地区組織の役割）

第 7 条 地区組織は、地区の災害等対策について課題を把握する。

（令 3 ・ 一部改正）

（防災会議プロジェクトチーム）

第 8 条 議長は、第 2 条第 1 項に掲げる所掌事項について、具体的な調査研究等が必要であると認めるときには防災会議プロジェクトチーム（以下「防災 P T」という。）を設置することができる。

- 2 防災 P T は、15 人以内の議員をもって組織し、防災 P T のメンバーは、運営会議に諮って、決める。
- 3 防災 P T のメンバーの任期は、調査研究等の終了時までとする。
- 4 防災 P T は、調査研究等の経過及び結果を適時運営会議に報告し、必要に応じて防災会議に報告しなければならない。
- 5 防災 P T にリーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選により選出する。
- 6 リーダーは、防災 P T を代表し、その事務を総理する。
- 7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 防災 P T の会議は、リーダーが招集し、リーダーがその議長となる。

（令 3 ・ 一部改正）

（庶務）

第 9 条 防災会議の庶務は、議会事務局総務課において行うものとする。

（令 3 ・ 一部改正）

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（令 3 ・ 一部改正）

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

大分市議会災害時対策会議設置要綱

(平成 25 年 2 月 26 日制定)
改正 令和 4 年 3 月 28 日
改正 令和 4 年 11 月 22 日

(設置)

第 1 条 市域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、大分市災害対策本部等（以下「市対策本部等」という。）と連携し、議会が一体となって、円滑に応急対策等の推進を図るため、必要があると認めるときは、大分市議会議長（以下「議長」という。）は、大分市議会に大分市議会災害時対策会議（以下「災害時対策会議」という。）を設置することができる。

第 2 条 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 市域内で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- (2) 市域内に大津波警報が発表された場合
- (3) その他地震又は津波により、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な応急対策等を実施する必要がある場合
- (4) 大規模火災等の大規模な事故、原子力災害、テロ等で、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害により総合的な応急対策等を実施する必要がある場合

(所掌事項)

第 3 条 災害時対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害に関する情報を収集し、市対策本部等と連携し、情報の共有を図ること。
- (2) 応急対策、復旧、復興等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか必要と認めること。

(組織)

第 4 条 災害時対策会議は、議員全員をもって構成する。

- 2 議長は、災害時対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げている順位に従い、右欄に掲げている職にある者がその職務を代理する。

第 1 位	議会運営委員会委員長
第 2 位	議会運営委員会副委員長
第 3 位	総務常任委員会委員長
第 4 位	総務常任委員会副委員長

(会議)

第 5 条 災害時対策会議は、議長が招集する。

- 2 災害時対策会議の議題は、議長が運営会議に諮って決める。

(運営会議)

第 6 条 災害時対策会議に、本部組織として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、議長、副議長及び議会運営委員会委員をもって構成する。
- 3 議長は、運営会議を招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に隊長（次条第1項に規定する地区組織に置かれる隊長をいう。以下同じ。）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 第3条第1号に規定する情報の集約及び共有に関すること。
 - (2) 第3条第2号に規定する提言等のとりまとめに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか必要と認めること。

（地区組織）

第7条 災害時対策会議に地区組織を置き、大分市議会防災会議設置要綱（平成25年2月26日施行）第6条に規定する地区組織をもって充てる。

- 2 隊長及び副隊長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、地区担当議員（運営会議の構成員を除く。以下同じ。）のうち年長議員がその職務を代理する。
- 3 地区担当議員は、被災地及び避難所等の状況の調査を行い、情報の収集に努め、隊長に報告するものとする。
- 4 隊長は、地区の情報を集約し、運営会議に報告するものとする。
- 5 隊長は、運営会議からの情報を地区担当議員に報告するものとする。

（災害時対策会議の設置場所）

第8条 災害時対策会議の設置場所は、議会棟4階全員協議会室とする。

- 2 議会棟が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。
- 3 運営会議の構成員は、第1条の規定により災害時対策会議が設置されたときは、前2項に定める場所に直ちに参集しなければならない。
- 4 参集が困難な場合は、前3項に関わらず議長の判断によりオンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）で会議を開催することができる。

（令4・一部改正）

（災害時対策会議の廃止）

第9条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に措置が講じられていると認められるときは、運営会議に諮り、災害時対策会議を廃止する。

- (1) 市対策本部等が廃止されたとき。
- (2) 定例会又は臨時会が開会されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

（庶務）

第10条 災害時対策会議の庶務は、議会事務局総務課において行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、災害時対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

大分市議会災害時対策会議の設置場所について

		災害時対策会議（議会）	災害対策本部等 （執行部）	備考
設 置 場 所	原 則	議会棟 4階 全員協議会室	本庁舎 8階 大会議室	
	優 先 順 位 ①	ホルトホール大分 4階 会議室	ホルトホール大分 3階 大会議室	
	〃 ②	植田公民館 1階 大研修室	植田市民行政センター 2階 大会議室	
	〃 ③	鶴崎市民行政センター 2階 多目的ルーム	鶴崎市民行政センター 2階 大会議室	

【 参考 ： 大分市議会災害時対策会議設置要綱 】

（災害時対策会議の設置場所）

第8条 災害時対策会議の設置場所は、議会棟4階全員協議会室とする。

- 2 議会棟が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。
- 3 運営会議の構成員は、第1条の規定により災害時対策会議が設置されたときは、前2項に定める場所に直ちに参集しなければならない。
- 4 参集が困難な場合は、前3項に関わらず議長の判断によりオンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう）で会議を開催することができる。

大分市議会感染症対策会議設置要綱

(令和4年3月28日制定)

改正 令和4年11月22日

(設置)

第1条 市域内に感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある場合において、市の設置する当該感染症に係る対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議会が一体となって情報を共有し、円滑に応急対策等の推進を図るため、必要があると認めるときは、大分市議会議長（以下「議長」という。）は、大分市議会に大分市議会感染症対策会議（以下「感染症対策会議」という。）を設置することができる。

第2条 感染症がまん延し、又はまん延のおそれがある場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、又は市対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、感染症のまん延により市民生活又は経済活動に大きな影響を与えるおそれがあると議長が認める場合

(所掌事項)

第3条 感染症対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 感染症に関する情報を収集し、市対策本部と連携し、情報の共有を図ること。

(2) 応急対策等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか必要と認めること。

(組織)

第4条 感染症対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、感染症対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げる順位に従い、右欄に掲げる職にある者がその職務を代理する。

第1位	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会副委員長

(会議)

第5条 感染症対策会議は、議長が招集する。ただし、感染症のまん延防止措置の観点等から感染症対策会議の開催場所への参集が困難であると議長が判断するときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）、書面その他の方法により開催することができる。

(令4・一部改正)

2 感染症対策会議の議題は、議長が運営会議に諮って決める。

(運営会議)

第6条 感染症対策会議に、本部組織として運営会議を置く。

2 運営会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員をもって構成する。

3 議長は、運営会議を招集する。

- 4 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 議会内の感染防止に関すること。
 - (2) 第3条第1号に規定する情報の集約及び共有に関すること。
 - (3) 第3条第2号に規定する提言等のとりまとめに関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認めること。
- 5 感染症対策会議を開くことができないとき、又は緊急を要するため感染症対策会議を招集する時間的余裕がないときは、運営会議が第3条の所掌事項について処理することとする。
- 6 前項の規定による処理については、感染症対策会議においてこれを報告するものとする。

(感染症対策会議の廃止)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、感染症に対する応急対策、感染症を収束させるための措置等が講じられていると認められるときは、運営会議に諮り、感染症対策会議を廃止する。

- (1) 市対策本部が廃止されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(庶務)

第8条 感染症対策会議の庶務は、議会事務局総務課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、感染症対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

大分市議会防災服貸与内規

(平成 28 年 10 月 14 日制定)

改正 令和元年 12 月 3 日

改正 令和 3 年 11 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 大分市議会議員（以下「議員」という。）が災害等必要な場合に着用する防災服の貸与については、この内規に定めるところによる。

(貸与品)

第 2 条 議員に貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類は、防災服の上下、防災帽、ベルト及び安全靴とする。

(令元・一部改正)

(貸与期間及び返納)

第 3 条 貸与期間は議員の任期とする。

2 議員が、その職を離れたときは、貸与品を直ちに議長に返納しなければならない。

(貸与品の着用)

第 4 条 貸与品については、災害発生時、市の防災関連の行事、各地区の防災訓練、又は危険箇所の現地視察等に参加する際に着用することができる。

(保管上の注意)

第 5 条 貸与品は、善良なる注意をもって保管することとし、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(事故の届出並びに弁償)

第 6 条 議員は、貸与品について破損又は亡失等の事故が生じた場合は、速やかに貸与品事故報告書（第 1 号様式）により、その状況を議長に届け出なければならない。

2 自己の責に帰すべき理由によって生じた貸与品の事故については、これを弁償しなければならない。

(貸与品の記録)

第 7 条 議会事務局総務課長は、大分市議会議員防災服貸与簿（第 2 号様式）により、貸与品の貸与及び返納等の状況を記録しなければならない。

(補則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この内規は、平成 28 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 11 月 22 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

貸与品事故報告書

年 月 日

大分市議会議長 様

大分市議会議員

氏 名

下記のとおり貸与品を亡失・損傷しましたので届出ます。

記

1. 亡失・損傷した貸与品の種類
2. 亡失・損傷した日時及び場所
3. 亡失・損傷した事実の詳細

